第5046号	小型船舶用浮力補助具	ＴＫ－ＶＴ01型	〃　第2030号に同じ
第5047号	〃	ＴＫ－27型	〃　第1594号に同じ
第5048号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＫ－26型	〃
第5087号	〃	ＴＫ－170型	〃　第2030号に同じ
第5158号	〃	ＴＫ－28型	〃　〃
第5159号	〃	ＴＫ－190型	〃　〃

○国土交通省告示第八百六十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年七月二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4056号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	ＬＷ－25	東洋物産株式会社	布地及び縫い糸を変更
第4057号	小型船舶用救命胴衣（大人及び体重が40キログラム以上の小児用）（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ－01	〃	〃
第4529号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	ＦＷ－2	〃	〃
第4533号	小型船舶用浮力補助具	ＫＢ－60	〃	〃

○関東地方整備局告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百八十二号東京都市計画道路事業幹線街路環状第二号線及び放射第三十一号線

三　事業施行期間　自平成十九年十二月二十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百九十八号東京都市計画道路事業幹線街路環状第二号線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百九十五号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川江戸川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十七年七月十四日

関東地方整備局長　越智　繁雄

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和十三年七月十五日付け千葉県告示第五百七十七号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○沖縄総合事務局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
南城市玉城字當山長尾原四一五番一から同市玉城字志堅原地井気原六八六番一まで	前	Ａ　一一・〇〇～一七・八〇～	三三・五〇（メートル）〇・三四〇（キロメートル）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一一・〇〇～	四五・五〇　〇・三四〇	
南城市玉城字富里神田原六八六番一から同市玉城字中山伊底原二九七番まで	前	Ａ　一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇　一・九四二 九三・五〇　一・四三八	〃
	後	Ａ　一〇・六〇～一二・五〇～	六五・〇〇　一・九四二 一〇一・〇〇　一・四三八	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十四日

沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	南城市玉城字富里神座原五七五番一から同市玉城字中山伊底原二九〇番五まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月十四日十六時